令和八年十一月

令和八年十一月文京区議会定例議会議案

文京区

目　次

議案第五十九号　文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例……5頁
議案第六　十号　文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び文京区こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例……7頁
議案第六十一号　文京区立森鷗外記念館の指定管理者の指定について……9頁
議案第六十二号　文京区営住宅等の指定管理者の指定について……11頁
議案第六十三号　文京区立少年自然の家八ケ岳高原学園の指定管理者の指定について……13頁

議案第五十九号

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年十一月十七日

提出者　文京区長　成澤廣修

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年十二月文京区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の部一の項手数料の欄中「四十六円」を「五十三円」に改め、同部二の項手数料の欄中「四十六円」を「五十三円」に、「四十三円五十銭」を「五十円」に改め、同部三の項手数料の欄中「四十六円」を「五十三円」に、「三千二百円」を「三千七百円」に改める。

付　則

この条例は、令和九年十月一日から施行する。

（説　明）

廃棄物処理手数料を改定するため、本案を提出いたします。

議案第六十号

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び文京区こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年十一月十七日

提出者　文京区長　成澤　廣修

文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び文京区こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

（文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第一条　文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年十二月文京区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「資格」の下に「（以下「助成資格」という。）」を加える。

第七条第一項中「助成は」の下に「、医療証の交付を受けた対象者が」を加え、「もの」を「者」に、「、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当」を「おいて、医療証の提示又は電子資格確認（規則で定めるところにより、診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）を受ける者が病院等から助成資格があることの確認を受けることをいう。）を行い、診療等」に改める。

（文京区こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正）

第二条　文京区こどもの医療費の助成に関する条例（平成四年六月文京区条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「助成は」の下に「、対象者が」を加え、「、対象者が医療証を提示して」を「おいて、医療証の提示又は電子資格確認（規則で定めるところにより、診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）を受けるこどもが病院等から助成資格の認定に係るこどもであることの確認を受けることをいう。）を行い」に、「診療、薬剤の支給又は手当」を「診療等」に改める。

付　則

この条例は、令和九年一月三十一日から施行する。

（説　明）

医療費の助成資格確認の手続について、電子資格確認を行う方法を追加するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第六十一号

文京区立森鷗外記念館の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和八年十一月十七日

提出者　文京区長　成澤廣修

文京区立森鷗外記念館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一　公の施設　東京都文京区千駄木一丁目二十三番四号
　　文京区立森鷗外記念館

二　指定管理者　東京都港区港南一丁目二番七十号
　　株式会社丹青社

三　指定の期間　令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

（説　明）

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

議案第六十二号

文京区営住宅等の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和八年十一月十七日

提出者　文京区長　成澤廣修

文京区営住宅等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一　公の施設

名称	位置
文京区営本駒込二丁目アパート	東京都文京区本駒込二丁目十二番二十九号
文京区営白山四丁目アパート	東京都文京区白山四丁目四番一号から三号まで
文京区営関口二丁目アパート	東京都文京区関口二丁目二番十一号
文京区シルバーピアおおつか	東京都文京区大塚四丁目十八番一号
文京区シルバーピア千石	東京都文京区千石三丁目三十六番十一号
文京区シルバーピア向丘	東京都文京区向丘二丁目二十二番九号

文京区シルバーピア根津	東京都文京区根津一丁目十五番十二号
文京区借上住宅シルバーピアはくさん	東京都文京区白山二丁目十七番三号
文京区借上住宅シルバーピアはくさん台	東京都文京区白山四丁目三十一番四号
文京区借上住宅シルバーピア坂下通り	東京都文京区大塚五丁目十四番二号
文京区借上住宅シルバーピア千石二丁目	東京都文京区千石二丁目二十六番三号
文京区借上住宅シルバーピア湯島	東京都文京区湯島三丁目二番三号
文京区根津一丁目障害者住宅	東京都文京区根津一丁目十五番十二号

二　指定管理者　東京都港区海岸一丁目二番二十号
　　東急住宅リース株式会社

三　指定の期間　令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

（説　明）

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

議案第六十三号

文京区立少年自然の家八ケ岳高原学園の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和八年十一月十七日

提出者　文京区長　成澤廣修

文京区立少年自然の家八ケ岳高原学園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一　公の施設　長野県南佐久郡南牧村大字野辺山字喜峯ケ丘十九番一
文京区立少年自然の家八ケ岳高原学園

二　指定管理者　長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢十番地八
軽井沢フード株式会社

三　指定の期間　令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

（説　明）

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。